

2024 年度法学政治学研究科先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム 奨励金の募集について（博士課程）

本研究科における先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムに選抜を経て登録した優秀な大学院学生(以下「プログラム登録生」という。)に、奨励金による支援を行います。

希望者は、以下の要領で応募してください。

1. 対象者

法学政治学研究科綜合法政専攻または連携先専攻に所属する学生であって博士課程に在籍する標準修業年限（3年）内のプログラム登録生（次の各号に掲げる者を除く）。

- (1) 休学中の者
- (2) 国費により支援を受けている学生（独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されている学生、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与を受けている学生、外国人留学生であって日本政府（文部科学省）奨学金若しくは独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費を受給している学生）、母国の奨学金により支援を受けている学生、又は本学の奨学金(授業料免除若しくは本学の基金等による授業料を援助するための奨学金を除く。)を受けている学生
- (3) 給与（ただし、プログラムの実施に不可欠な活動に対する対価、教育研究活動の一環として行う活動に対する対価、及び研究内容の社会実装として行う活動からの報酬 その他のプログラムの趣旨に反しない活動に対する対価を除く。）又は月額 15 万円 を超える額の給付型奨学金を受給している者

(注) 上記（1）～（3）に関わらず、博士課程における研究を充実化させるために不可欠な研究活動を行うための外部研究費を受給している者は、それを理由に奨励金の受給を申請する資格を失わない。

2. 支給期間と支給額

支給期間は、2024年4月から2025年3月の12月間とする。

支給額の上限は、月額18万円とする。

(注) 所得税との関係で、奨励金は課税対象とされ確定申告を要する可能性があること、雑所得に区分される場合には必要経費を控除できること、受給額が一定金額を超えると配偶者控除や扶養控除などの諸控除の利用が制限されることに留意。詳細は税務署等に確認すること。社会保険については扶養者の加入する社会保険によって取り扱いが異なるので、扶養者の加入する社会保険事業者等に確認すること。

3. 支給条件

学業成績が不良である場合や受給条件を満たさなくなった場合には、プログラムの責任者の判断で支給を停止することがある。

4. 応募方法

希望者は、提出書類のフォームを先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム事務局（以下「事務局」という。）へ請求し、**5月7日（火）午後5時（厳守）**までに、下記書類①②を事務局にメールで提出すること。

- ① 先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム奨励金申請書（様式1）
- ② 取引先データ登録依頼書（登録がない場合）

5. 採用の通知

5 月中に、事務局より応募者に直接連絡される予定である。

6. 注意事項

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム奨励金の受給を申請する者のうち、日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）への応募資格を有する者は、必ず特別研究員にも応募すること。応募が未済の時は、奨励金の受給が認められない場合がある。特別研究員に採用された者は、採用期間中、本プログラム奨励金を受給することはできない。

7. 問い合わせ・提出先

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム事務局

法文1号館23番教室／平日9時～17時

Mail: ablp@j.u-tokyo.ac.jp

2024年4月